

特例浄化槽保守点検業者 届出のしおり

令和3年12月

寝屋川市保健所 保健衛生課

目次

1 特例浄化槽保守点検業者の届出について

2 特例浄化槽保守点検業届出の手続きについて

3 届出内容の変更・廃止届出等

4 各種問い合わせ先

1 特例浄化槽保守点検業者の届出について

「浄化槽法」が昭和58年5月に制定され、浄化槽保守点検業者について、都道府県知事（保健所を設置する市にあつては、市長）の登録を受けなければ、保守点検を業としてはならないとする制度を条例で設けることができることとなりました。

寝屋川市は、平成31年4月1日に中核市に移行し保健所を設置したことから「寝屋川市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例」を制定し、同年4月1日から登録制度を開始しています。

そのなかで、「大阪府浄化槽保守点検業者の登録に関する条例」に基づく登録を受けた者であつて寝屋川市の区域内で浄化槽保守点検業を営もうとする者は、その旨を市長に届出ることによって寝屋川市の登録を受けた者とみなす「特例浄化槽保守点検業者登録制度」を設けています。

(1) 届出対象者

「大阪府浄化槽保守点検業者の登録に関する条例」に基づく登録を受けた者であつて寝屋川市の区域内で浄化槽保守点検業を営もうとする者

(2) 手数料

無料

(3) 有効期間

大阪府の登録有効期間満了日まで

(4) 有効期間の更新

大阪府への再登録を行った旨の変更届出書を届出ることによって有効期間を更新する事が出来ます。

2 特例浄化槽保守点検業届出の手続きについて

手続き窓口や必要な書類は以下のとおりです。なお、特例浄化槽保守点検業は届出事務のため、登録証は交付しておりません。

届出窓口	・寝屋川市保健所 所在地：寝屋川市八坂町28番3号 電話：072-829-7721 ・一般社団法人大阪府環境水質指導協会 所在地：堺市北区百舌鳥梅町1丁24-3 電話：072-256-1056	
手数料	無料	
届出書部数	正本1部 写し1部（写し1部は届出者控え）	
必 要 書 類	届出書	特例浄化槽保守点検業届出書 ^{※1}
	登記事項証明書	営業者が法人の場合、登記事項証明書の【原本】及び【写し】 ^{※2※3} (原本は届出時に確認後、返却します)
	浄化槽管理士	浄化槽管理士免状の【原本】及び【写し】 ^{※3} (原本は届出時に確認後、返却します)
	大阪府の登録証	大阪府の登録証（有効期限内のもの）の【原本】及び【写し】 (原本は届出時に確認後、返却します)

※1 届出書の様式は窓口の他、寝屋川市（保健衛生課）のホームページにて入手可能です。

※2 登記事項証明書の発行日は申請書等の受付日より概ね3ヶ月前までのものを有効としています。

※3 大阪府への登録内容と同内容での届出が必要です。

3 届出内容の変更・廃止届出等

(1) 変更届出

変更届出が必要な場合	届出に必要な書類
次の①～④のいずれかに変更があったとき	特例浄化槽保守点検業届出事項変更届出書 ^{※1} ○添付書類 ・大阪府への届出内容が分かる書類一式の【写し】 ・次に挙げる書類
① 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	・法人の場合は、変更後の登記事項証明書の【原本】及び【写し】 ^{※2※3} (原本は届出時に確認後、返却します)
② 営業所の名称及び所在地	
③ 法人の役員の氏名及び住所	・変更前後の役員名簿 ・変更後の登記事項証明書の【原本】及び【写し】 ^{※2※3} (原本は届出時に確認後、返却します)
④ 浄化槽管理士の氏名及び浄化槽管理士免状の交付番号	・浄化槽管理士免状及の【原本】及び【写し】 ^{※3} (原本は届出時に確認後、返却します)
大阪府の登録を更新したとき	特例浄化槽保守点検業届出事項変更届出書 ^{※1} ○添付書類 ・大阪府の登録証（有効期限内のもの）の【原本】及び【写し】 (原本は届出時に確認後、返却します) ・大阪府への届出内容が分かる書類一式の【写し】

※1 届出書の様式は窓口の他、寝屋川市（保健衛生課）のホームページにて入手可能です。

※2 登記事項証明書の発行日は申請書等の受付日より概ね3ヶ月前までのものを有効としています。

※3 大阪府への登録内容と同内容での届出が必要です。

(2) 廃業等届出

廃業等届出が必要な場合	届出者	届出に必要な書類
① 浄化槽保守点検業を廃止した場合	当該浄化槽保守点検業者	浄化槽保守点検業 廃業等届出書 ^{※1}
② 寝屋川市域での営業をやめるとき	当該浄化槽保守点検業者	
③ 死亡し又は失そうの宣言を受けた場合	戸籍法第87条による届出義務者	
④ 法人が合併により消滅した場合	その役員であった者	
⑤ 破産した場合	当該破産管財人	
⑥ 法人が合併及び破産以外の理由で解散した場合	当該清算人	

※1 届出書の様式は窓口の他、寝屋川市（保健衛生課）のホームページにて入手可能です。

(3) 手数料、部数等

部数、届出窓口は「特例浄化槽保守点検業届出手続」と同じ

	変更届出	廃止等届出
手続き期間	速やかに	速やかに
手数料	無料	無料

4 各種問い合わせ先

(1) 各種手続きについて

- ・寝屋川市保健所

所在地：大阪府寝屋川市八坂町28番3号

電話：072-829-7721

(2) 浄化槽管理士国家試験について

- ・公益財団法人日本環境整備教育センター

所在地：東京都墨田区菊川2-23-3

電話：03-3635-4880（代表）

03-3635-4881（国家試験事業グループ）

(表面)

特例浄化槽保守点検業届出書			
年 月 日			
(宛先) 寝屋川市長			
届出者 (〒)			
住所			
氏名			
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)			
寝屋川市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第 15 条第 3 項前段の規定により、次のとおり届出をします。			
※届出番号 (記入不要)	寝屋川市特例届出 第	号	
※届出年月日 (記入不要)	年	月	日
① 府知事登録の番号	大阪府 () 第	号	
② 府知事登録の有効期間	年	月	日から 年 月 日まで
③ 法人・個人の別	1 法人	2 個人	
④ <small>ふりがな</small> 商号及び氏名 〔法人にあつては、名称及び代表者の氏名〕			
⑤ 住所	(〒)		
電話 _____			
寝屋川市の区域内で営業を行う営業所の名称及び所在地並びに浄化槽管理士の氏名			
⑥ 名称	⑦ 所在地	浄化槽管理士	
		⑧ <small>ふりがな</small> 氏名	⑨ 資格 (浄化槽管理士免状番号)
	(〒) 電話 _____		
	(〒) 電話 _____		
	(〒) 電話 _____		
届出者連絡先			
所属等	担当者名	電話	
_____	_____	_____	

(裏面)

⑩ 役員の役職名及び氏名		役職名	ふりがな 氏名
⑪ 法定代理人 の氏名及び 住所	ふりがな 氏名 〔法人にあって は、名称及び代 表者の氏名〕		
	住所	(〒)	電話
⑫ 法定代理人が法人である場合の 役員の役職名及び氏名		役職名	ふりがな 氏名

注) ※のある欄は、記入しないでください。

特例浄化槽保守点検業届出事項変更届出書

年 月 日

(宛先)
寝屋川市長

届出者 (〒)
住所

氏名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

寝屋川市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第 15 条第 3 項後段の規定により、次のとおり届出をします。

① 届出番号	寝屋川市特例届出第 号		
② 届出年月日	年 月 日		
③ 変更に係る事項	④ 変更前	⑤ 変更後	⑥ 変更年月日

届出者連絡先
所属等

担当者名

電話

大阪府知事の登録を更

新した場合の記入例

特例浄化槽保守点検業届出事項変更届出書

令和×年○月△日

(宛先)
寝屋川市長

届出者 (〒572-8555)
住所 大阪府寝屋川市本町1番1号

氏名 株式会社〇〇
代表取締役 寝屋川 太郎
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

寝屋川市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第 15 条第 3 項後段の規定により、次のとおり届出をします。

① 届出番号	寝屋川市特例届出第 号		
② 届出年月日	年 月 日		
③ 変更に係る事項	④ 変更前	⑤ 変更後	⑥ 変更年月日
府知事登録の番号及び登録の有効期間	大阪府(3)第××-△△号 令和3年1月2日から令和8年1月1日まで	大阪府(4)第××-△△号 令和8年1月2日から令和13年1月1日まで	令和×年○月△日

特例浄化槽保守点検業届出書に記載の届出番号及び届出年月日を記入してください。

新しい大阪府浄化槽保守点検業登録証の原本及び写しと、大阪府への申請書類一式の写しを持参してください。

新しい大阪府浄化槽保守点検業登録証の発行日を記入してください。

届出者連絡先
所属等

担当者名

電話

〇〇部

寝屋川 次郎

072-824-1181